

第2次

中泊町男女共同参画推進プラン

令和3年4月
青森県 中泊町

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	3
1 男女共同参画に関する国と県の動き	3
2 中泊町の現状	3
(1) 人口減少と少子高齢化	3
(2) 固定的性別役割分担意識	4
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	6
第3章 計画の内容	8
1 基本理念	8
2 計画の基本目標	8
3 計画の体系	9
4 重点目標と施策の方針	11
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり	11
重点目標1 平等の視点に立った意識改革	11
重点目標2 教育、学習を通じた理解の促進	12
基本目標Ⅱ 誰もが安心、安全に暮らすための社会づくり	13
重点目標3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	13
重点目標4 あらゆる暴力の根絶	14
重点目標5 生涯を通じた男女の健康支援	15
重点目標6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策	16
基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくり	17
重点目標7 政策方針決定過程への女性の参画推進	17
重点目標8 女性の人材育成と能力開発	18
重点目標9 仕事と家庭の両立支援	19
重点目標10 農林水産業及び自営の商工業におけるパートナーシップ確保	20

第4章 計画の推進	21
1 計画の推進体制.....	21
2 民間団体や企業、関係機関との連携	21
3 計画の進行管理.....	21

第1章 計画の策定に当たって

1 趣旨

中泊町では、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず心豊かに生活することができる平等で対等な社会の実現を目指し、平成19（2007）年3月に「中泊町男女共同参画推進プラン」を策定しました。その後、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度を計画期間とする「中泊町男女共同参画推進プラン（改訂版）」に改め、男女共同参画社会実現のために各種施策を展開してきたところです。

しかし、令和元（2019）年9月に内閣府が実施した男女共同参画に関する意識調査によると、「夫は仕事、妻は家事」というような固定的性別役割分担意識が未だ根強いという結果が出ています。また、人口減少と少子高齢化の進む昨今において、ますます女性の活躍が求められる中、平成27（2015）年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

このように社会をとりまく環境は大きく変化しています。さらに、令和2年度をもって「中泊町男女共同参画推進プラン（改訂版）」の計画期間が満了することから、国や県の新たな方針との整合性も図りつつ、当町における取組を更に進めるために「第2次中泊町男女共同参画推進プラン」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法に規定された市町村男女共同参画計画として位置付け、男女共同参画社会を実現するため、町の施策を推進することを目的に策定するものです。策定にあたり、国の「第5次男女共同参画基本計画」と県の「第4次あおもり男女共同参画プラン21」を勘案し、町の各計画との整合を図りながら男女共同参画社会実現を目指す個別計画です。

また、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」並びに配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に基づく「DV防止基本計画」として位置付けるものです。

3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10か年とします。なお、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や、法制度の変更などがあった場合、必要に応じて見直すこととします。

第2章 計画策定の背景

1 男女共同参画に関する国と県の動き

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定
自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、個性と能力を十分に発揮し、豊かで活力ある社会の実現を目指すため、平成28（2016）年に完全施行されました。
- 「第4次あおもり男女共同参画プラン21」策定
国内外をとりまく女性活躍推進の動きは拡大しており、青森県における男女共同参画社会実現に向けた取組も新たな段階に入ったため、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までを推進期間とする計画が策定されました。
- 「第5次男女共同参画基本計画」策定
令和2年（2020）年12月25日に閣議決定されたこの計画には、政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、重点的に取り組む11の分野を設定しました。それぞれ令和12（2030）年度末までの「基本認識」並びに令和7（2027）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、取組の実施により達成を目指す「成果目標51」を設定しています。

2 中泊町の現状

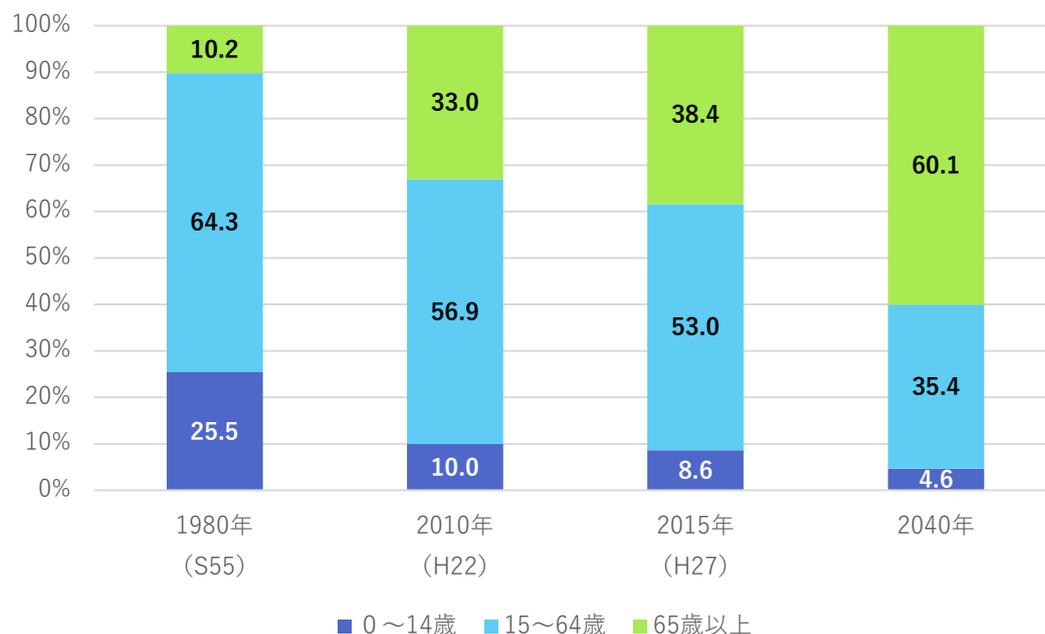
（1）人口減少と少子高齢化

中泊町の人口は昭和55（1980）年の19,968人をピークに減少し、平成27（2015）年国勢調査では11,187人となりました。人口減少の傾向は今後も続くと予想され、国立社会保障・人口問題研究所は、2040年には町の人口が4,947人程度になると推計しています。

また、65歳以上の人口割合が増加傾向にある一方で、15歳未満の人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口は減少しています。

このような現状から、性別や年代を問わず、町民の活躍が求められているところです。

図1 年齢3区分別人口の推移



資料：2015年までは国勢調査結果、2040年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2019）年3月推計）」

（2）固定的性別役割分担意識

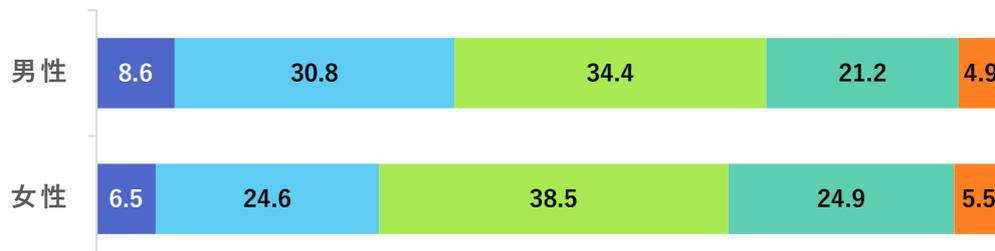
女性の活躍の場が広がらない背景には、「夫は仕事、妻は家事」というような、固定的性別役割分担意識のほか、偏見や無意識の思い込みによる性差別・区別などがあります。これらは男女の社会活動を制約しているものと考えられています。

内閣府が令和元（2019）年9月に行った「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人は、男性が39.4%、女性が31.1%でした。この調査結果は世代によって差があるものの、現在も固定的性別役割分担意識が残る様子が見られます。

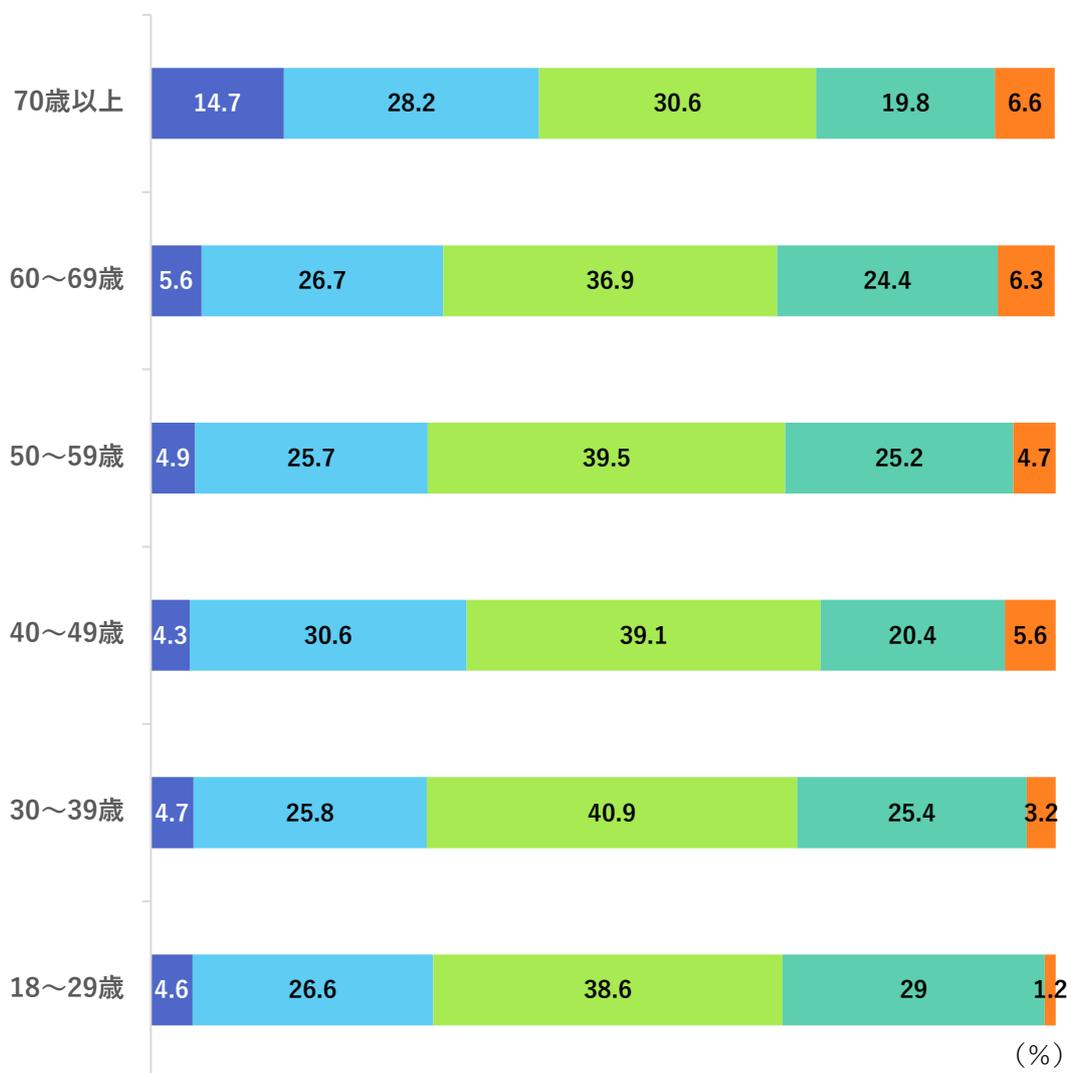
図2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

[男女別]

■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない



[年代別]



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元（2019）年9月調査）」

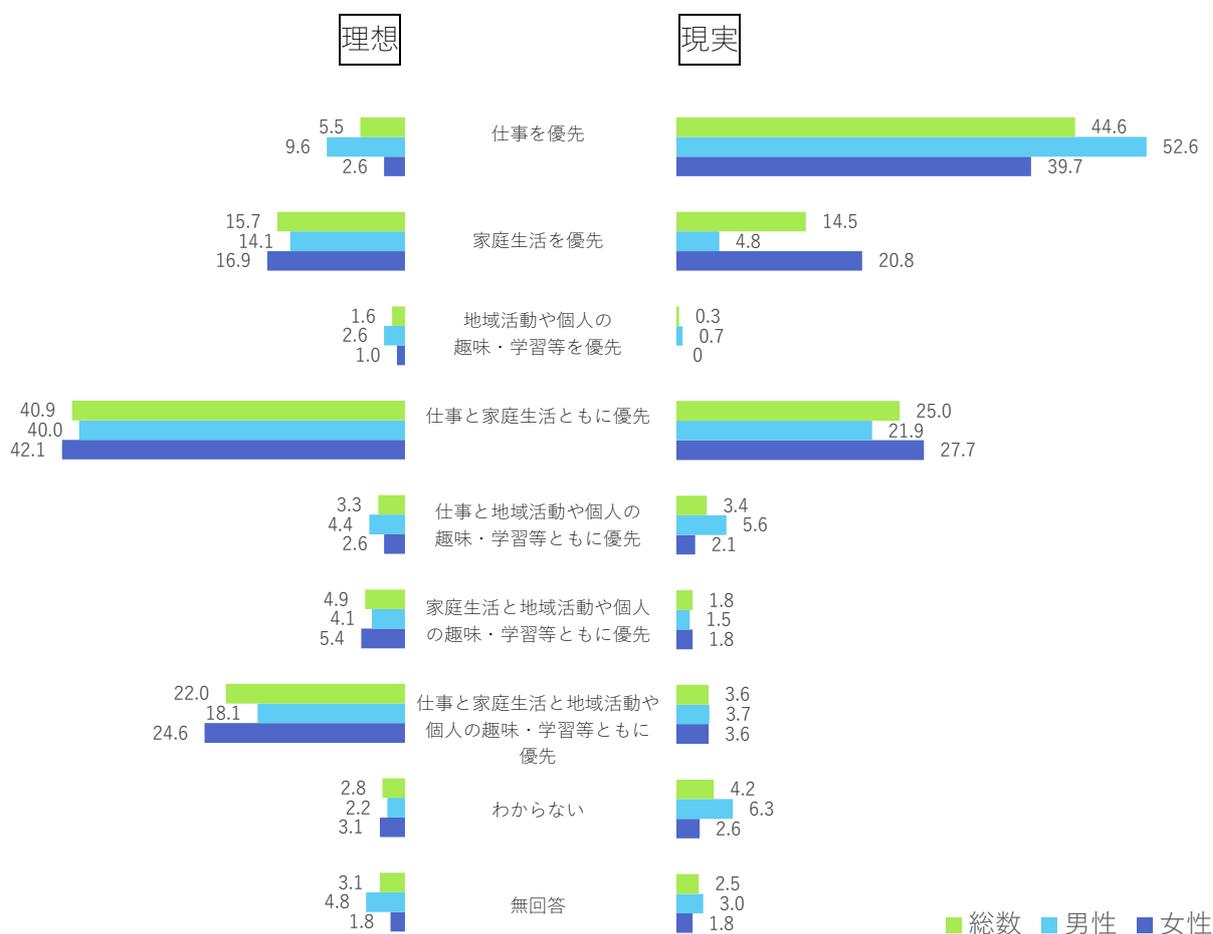
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス¹）

青森県青少年・男女共同参画課が平成 27（2015）年に行った意識調査によると、仕事と家庭生活をともに優先したいと考えていても、実際は仕事優先になっているという結果が出ており、特に男性がそのような傾向にあります。

家事・育児等への参画や仕事と家庭の両立を図ることが難しい場合、パートナーの家庭生活における負担が大きくなるとともに、職場や地域での活躍がさまたげられる原因の一つになります。

男性片働き世帯が多い時代に形成された、男性中心型労働慣行の見直しを引き続き進め、誰もが活躍できる社会の実現を目指すことが重要です。

図 3 仕事、家庭生活、地域・個人生活の優先度（理想と現実）



調査対象：総数 668 人（男性 270 人、女性 390 人）

資料：青森県青少年・男女共同参画課「平成 27（2015）年県意識調査」

¹ 【ワーク・ライフ・バランス】国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

表1 6歳未満の子どもがいる夫及び妻の家事・育児関連時間（1日のうち）

	青森県		全国平均	
	夫	妻	夫	妻
家事	17分	2時間57分	17分	3時間7分
介護・看護	0分	5分	1分	6分
育児	44分	3時間8分	49分	3時間45分
買い物	13分	35分	16分	36分
合計	1時間14分	6時間45分	1時間23分	7時間34分

資料：総務省「社会生活基本調査」（平成28（2016）年）

第3章 計画の内容

1 基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画基本法（平成11年法律第78号）に定義されています。

当町では、性別、性指向、性自認（性同一性）などによって差別的な扱いや暴力を受けることなく、互いが尊重し支え合う真に豊かな社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、次に掲げる3つを基本目標として諸施策を計画的に推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

基本目標Ⅱ 誰もが安心、安全に暮らすための社会づくり

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくり

3 計画の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標1 平等の視点に立った意識改革

- 1 固定的性別役割分担意識に基づいた慣習などの解消
- 2 地域活動における男女共同参画の推進

重点目標2 教育、学習を通じた理解の促進★

- 1 学校、生涯学習等の場面での男女共同参画の理解促進
- 2 性的少数者（性的マイノリティ）に関する理解促進

基本目標Ⅱ 誰もが安心、安全に暮らすための社会づくり

重点目標3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

- 1 男女共同参画と人権尊重の視点に立った高齢者、障害者、外国人等支援
- 2 ひとり親家庭への支援

重点目標4 あらゆる暴力の根絶※

- 1 暴力を許さない社会環境づくり
- 2 配偶者等からの暴力（DV）、ストーカー事案への対策推進

重点目標5 生涯を通じた男女の健康支援

- 1 健康づくり支援体制の充実
- 2 妊娠、出産に関するサポート体制の充実

重点目標6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

- 1 防災・災害対策分野における女性の参画推進
- 2 復旧・復興対応時の男女共同参画推進

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくり

重点目標 7 政策方針決定過程への女性の参画推進

- 1 審議会等委員への女性参画促進
- 2 町の女性職員の登用促進

重点目標 8 女性の人材育成と能力開発 ★

- 1 女性人材のエンパワーメント機会の拡大
- 2 女性の活躍の理解促進

重点目標 9 仕事と家庭の両立支援 ★

- 1 職場風土の改革
- 2 地域で子育てをする環境づくり
- 3 社会で介護を支援する環境づくり

重点目標 10 農林水産業及び自営の商工業におけるパートナーシップ確保 ★

- 1 農林水産業及び自営の商工業等分野での女性の活躍推進
- 2 農林水産業及び自営の商工業等分野における経営への女性参画促進

★は女性活躍推進法関連項目

※はDV防止法関連項目

4 重点目標と施策の方針

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標1 平等の視点に立った意識改革

【現状と課題】

「夫は仕事、妻は家事」、「男性（女性）はこうあるべき」といった固定的性別役割分担意識や偏見、無意識の思い込みによる性差別は、社会で活躍しようとする際に障害となります。

当町における男女平等、男女共同参画の意識醸成は進んできているものの、様々な場面で未だ男性中心となっているケースが多く見受けられます。

このような傾向は男性の長時間労働等につながり、家事、子育て・介護に協力したくてもできず、新たな価値観や視野を家庭生活から得る機会を逃すこととなります。また、パートナーや同居する家族の家事負担が大きくなり、職場などで女性の活躍が阻まれる原因の1つとなります。

社会通念や慣行、固定的性別役割分担意識などを解消し、様々な場面で誰もが主体的かつ積極的に活躍できるまちを目指し、住民の意識改革に取り組むことが重要です。

【施策の方針】

1 固定的性別役割分担意識に基づいた慣習などの解消

男女がともに家事、子育て・介護等に参画し、社会から評価される気運を醸成します。また、男性の育児・介護に関する休暇等の取得を促進します。

2 地域活動における男女共同参画の推進

年齢、性別を問わず誰もが地域の一員であるという自覚を促し、男女共同参画の視点も取り入れた活力ある地域づくりが出来るよう、意識改革を図ります。

重点目標 2 教育、学習を通じた理解の促進

【現状と課題】

教育現場における男女共同参画への理解促進は、未来の男女共同参画社会の土台となります。次の世代を担う子どもたちが、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、多様な将来選択を可能にするためには、教育が大きな役割を果たします。

近年ではLGBT²など性の多様性について社会的認知が広まっており、偏見や差別を無くし、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するには、若い世代への教育、啓発が不可欠です。

子どもがどのような考え方を持つかは、家族をはじめとする周囲の人から大きな影響を受けます。幅広い世代を対象にした生涯学習等で、男女共同参画や性的少数者への理解を進めることも必要です。

【施策の方針】

1 学校、生涯学習等の場面での男女共同参画の理解促進

周辺自治体や県と連携し、男女共同参画について学ぶ機会を周知・提供します。

2 性的少数者（性的マイノリティ）に関する理解促進

性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため、多様な生き方と人権を尊重する啓発を行います。

² 【LGBT】 Lesbian（レズビアン＝女性同性愛者）、Gay（ゲイ＝男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル＝両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー＝生物学的性と自認する性に違和感を持っている人。例えば、体の特徴は男性でも、自分は女性だという認識を持っている、など。）の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として使われます。

基本目標Ⅱ 誰もが安心、安全に暮らすための社会づくり

重点目標3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

【現状と課題】

社会環境の変化等により、幅広い層で貧困などの困難を抱えやすい状況が広まっています。

特に女性は出産、育児、介護などを理由に非正規雇用で就業するケースが多く、母子世帯や高齢の単身女性は生活が不安定になりやすい傾向にあります。「貧困の連鎖」という言葉が現れたように、親世代の貧困が子世代にも引き継がれてしまう問題も指摘されています。

高齢の単身男性や父子世帯は、「男は仕事優先」、「男は他人に弱みを見せてはならない」という固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みから、地域内で孤立したり、過度に精神的重圧を感じたりします。

さらに、2020年の冬から新型コロナウイルス感染症が拡大したことで経済的、精神的困難を抱える人の問題が深刻化し、より一層の支援が必要とされています。

【施策の方針】

1 男女共同参画と人権尊重の視点に立った高齢者、障害者、外国人等支援

関係機関との連携を取りながら、困難を抱えた人の早期把握と課題解決のために支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる環境を整備します。

2 ひとり親家庭への支援

経済的、精神的負担の軽減を図り、生活安定と自立に向けた取組を進めます。

重点目標 4 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

他者に身体的・性的・心理的な苦痛をもたらす行為や、そうなるおそれのある行為の背景には、固定的性別役割分担意識、上下関係、経済的格差などが存在します。

暴力の被害者になるのは女性であることが多く、配偶者等からの暴力（DV³）や職場等でのハラスメント⁴は、被害者が問題を抱え込み、周囲が気づきにくいことが多いため、すぐに相談・支援を受けられるような環境づくりが求められます。

暴力による恐怖や心の傷は、後の生活にも大きな影響を与えるため、個人の問題として片付けられるべきものではありません。社会全体で、あらゆる暴力を許さないという意思を共有し、対処していくことが重要です。

【施策の方針】

1 暴力を許さない社会環境づくり

誰に対しても、どんな暴力も容認しないという意識の醸成と共有を図り、暴力の発生を防ぐ環境の整備に努めます。

2 配偶者等からの暴力（DV）、ストーカー事案への対策推進

被害者支援を行う機関の情報提供を行い、被害者が相談しやすい環境づくりを図ります。適宜警察や関係市町村と情報を共有し、被害者保護のため迅速に対応します。

³ 【DV】ドメスティック・バイオレンス。パートナーからの継続的な暴力のことで、殴る、蹴るなど行為のみならず、威嚇、無視、行動を制限するなどの心理的苦痛を与えることも含みます。

⁴ 【ハラスメント】嫌がらせ、いじめ。セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、妊娠・出産等ハラスメント（休暇制度等利用に対する嫌がらせ、妊婦に対する嫌がらせ。マタニティハラスメント＝マタハラとも呼ばれます）、パワーハラスメント（職場での地位などを背景に、業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。パワハラ。）などが挙げられます。

重点目標 5 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

生涯にわたって個性や能力を発揮し、社会でいきいきと活躍するためには、まず健康でなくてはなりません。

女性は妊娠、出産を経験する可能性があり、それに伴う特有の健康リスクがあります。青森県に住む男性の喫煙率は34.4%と全国平均と比較して高くなっています⁵。

また、日本で生活する男性は女性と比較して自殺死亡率が高く⁶、その背景には経済・生活面や仕事の問題があることが指摘されています。

性別や年代によって異なる病気にかかることを男女が互いに理解し、ライフステージに合わせて心と体の健康を保つ取組をしていくことが重要です。

【施策の方針】

1 健康づくり支援体制の充実

保健師等健康づくり支援に携わる人材のスキルアップを図るとともに、関係機関と連携しながら、心と体の健康づくりについて相談・支援が受けやすい体制の構築に努めます。

2 妊娠、出産に関するサポート体制の充実

出産、育児への不安やストレスを軽減し、安心して妊娠、出産ができる環境づくりに努めます。

⁵ 国民生活基礎調査による都道府県別喫煙率データ（2019年）より。男性喫煙率の全国平均は28.8%。（国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」）

⁶ 平成22（2010）年～令和元（2019）年の男女別自殺死亡率の平均は、男性28.0%、女性11.9%（厚生労働省自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課「令和元年中における自殺の状況」）

重点目標 6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

【現状と課題】

災害時には平常時の社会の課題がより顕著になるため、普段から男女共同参画の視点が活かされていると、災害時の困難を最小限にすることができると考えられています。

内閣府は令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を示し、人口の半分を占める女性の視点が、防災や減災、災害対応力の強い社会づくりに必須であるとしました。

災害から受ける影響やニーズは、性別や年代によって違いがあることに配慮し、避難所運営や被災者支援の意思決定の場や、自主防災組織に女性も参画することが非常に重要です。

【施策の方針】

1 防災・災害対策分野における女性の参画推進

女性は育児や介護を担う立場にあることが多いため、女性の参画を進めることで、多様な視点を防災体制の整備や災害時の対応に取り入れます。

2 復旧・復興対応時の男女共同参画推進

復旧・復興事業に係る計画、方針決定過程に女性が加わることで、男女共同参画の考え方が活かされるようにします。

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくり

重点目標 7 政策方針決定過程への女性の参画推進

【現状と課題】

社会のあらゆる分野で女性の活躍は進んでいるものの、政策・方針決定の場では男性主導である傾向が多く見られます。

管理職⁷に占める女性の割合は、主な先進国で約30%以上⁸となっていますが、我が国は14.8%⁹に留まっているのが現状です。また、青森県の町村議会における女性議員の割合は3.4%¹⁰、町村の審議会等における女性委員の割合は21.6%¹¹という結果が出ており、どちらも全国平均を下回っています。

社会の多様性と活力を高め、男女の実質的な機会の均等を目指すためにも、政策・方針決定過程に女性の登用が求められています。

【施策の方針】

1 審議会等委員への女性参画促進

女性委員の登用を推進し、行政の政策・方針に多様な意見が反映されるようにします。

2 町の女性職員の登用促進

女性職員の採用・管理職への登用拡大に取り組みます。将来指導的な立場へ成長していく人材を確保するため、キャリアアップにつながる機会の充実とワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

⁷ 就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。

⁸ 米国40.7%、スウェーデン40.2%、英国36.8%、ノルウェー34.5%、フランス34.6%、ドイツ29.4%（ILO 'ILOSTAT'（2020年12月17日時点））。

⁹ 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和元（2019）年）。

¹⁰ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（平成30（2018）年12月31日時点）。全国平均は10.1%。

¹¹ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成30年4月1日時点）。全国平均は22.2%。

重点目標 8 女性の人材育成と能力開発

【現状と課題】

女性の社会参画の障壁となっているものは、固定的性別役割分担意識等に加え、エンパワーマント（能力開発）や活躍の機会が少なかったことによる参画意欲の潜在化などが挙げられます。

性別や世代を問わず多くの人が社会で活躍することは、地域の活力を生み出します。これからはデジタルや科学技術等あらゆる分野において、女性が能力と意欲を高めることができるよう、適切な支援や人材育成をしていくことが求められています。

【施策の方針】

1 女性人材のエンパワーマント機会の拡大

研修会の開催や、各種セミナーの情報を積極的に周知して参加を促すなど、スキルアップのチャンスを提供します。

2 女性の活躍の理解促進

女性人材がそれぞれの個性と能力を発揮して活躍することの重要性について啓発を行うとともに、女性が新しいことに挑戦しやすい社会づくりに努めます。

重点目標 9 仕事と家庭の両立支援

【現状と課題】

これまで育児・介護休業等に関する法律・制度の整備が進められてきましたが、子育てや介護のために仕事を辞めなければならない、といった状況に直面するケースが未だにあることから、各種制度を利用しやすい環境づくりが求められます。

働きたい人が性別にかかわらず活躍できる社会は、自己実現や企業の活性化という面でも大きな意義があります。テレワークなど柔軟な働き方を可能にし、長時間労働が前提の男性中心型労働慣行の見直し等が進むことで、仕事と家庭生活は両立しやすくなります。男性が家事や子育て、介護に参画し、就労先もそれを理解する意識改革が必要です。

男女が仕事と家庭生活の両方で活躍するためには、地域や社会全体で子育て、介護をサポートする仕組みづくりも重要です。

【施策の方針】

1 職場風土の改革

男性の家事、子育て・介護等への理解と参画を促進するとともに、企業経営者、管理職、行政職員の管理監督者層の理解促進を図ります。

2 地域で子育てをする環境づくり

子育てに関するサポート・相談事業の情報提供を積極的に行い、子育て世帯の負担軽減を図ります。

3 社会で介護を支援する環境づくり

介護サービスの充実と質を確保し、社会全体で介護を支援する環境づくりを進めます。

重点目標 10 農林水産業及び自営の商工業におけるパートナーシップ確保

【現状と課題】

第一次産業や自営の商工業等は就業人口の減少と高齢化が進行しており、女性も重要な担い手となっていますが、経営への参画は十分とは言えません。農林漁家における家族経営協定の活用と普及や、男女が対等なパートナーとして経営に参画することへの理解が求められます。

消費者志向の変化や多様化に対応するためには、多角的な事業展開や、新たな視点を取り入れることが重要です。第一次産業の分野で男女が積極的に活躍するために、業種を越えた情報収集やネットワークづくりを促進することも必要です。

【施策の方針】

1 農林水産業及び自営の商工業等分野での女性の活躍推進

男女が対等なパートナーとして活躍することができるよう、女性の労働に対する適性評価とあらゆる場における意識と行動の変革を促進します。

同業種・異業種交流の機会に関する情報提供を積極的に行います。

2 農林水産業及び自営の商工業等分野における経営への女性参画促進

家族経営協定の周知・普及に努め、協定締結等による女性の経営参画の推進を図ります。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

各施策は男女共同参画担当課が中心となって推進し、庁内の各部門の連携と情報共有を図ります。また、行政に携わる職員が男女共同参画の視点に立った施策立案や事業展開が可能となるよう、組織として理解促進に努めます。

2 民間団体や企業、関係機関との連携

男女共同参画社会実現のためには、町内の団体や企業等の理解と協力が不可欠であることから、国や県、他市町村と連携して、積極的に情報提供や意見交換などのサポートを行い、ネットワークづくりを推進します。

3 計画の進行管理

定期的に計画に基づく施策の進捗状況及び男女共同参画の現状の把握と検証を行い、男女共同参画担当課において進行を管理します。